

療養担当規則等及び厚生労働大臣が定める揭示事項

(令和7年4月1日現在)

● 入院基本料について

・急性期一般入院基本料

(6階病棟・7階病棟・8階病棟・9階病棟・11階病棟・12階病棟・13階病棟)

(日勤、夜勤あわせて)入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しております。また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

・特定集中治療管理料(ICU)

入院患者2人に対し1人以上の看護職員を配置しております。

・ハイケアユニット入院医療管理料(HCU)

入院患者4人に対し1人以上の看護職員を配置しております。

・新生児特定集中治療室管理料(NICU)

入院患者3人に対し1人以上の看護職員を配置しております。

・小児入院医療管理料

入院患者7人に対し1人以上の看護職員を配置しております。

・回復期リハビリテーション病棟入院料(10階病棟)

入院患者13人に対し、1人以上の看護職員を配置しております。

・緩和ケア病棟入院料(14病棟)

入院患者7人に対し1人以上の看護職員を配置しております。

● 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束について

当院は、入院の際に医師をはじめとする関係職員共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣の定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体拘束についての基準を満たしております。

● DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“DPC対象病院”となっております。

※医療機関別係数 1.5822 (基礎係数 1.0451+機能評価係数Ⅰ 0.4062+機能評価係数Ⅱ 0.0906+救急補正係数 0.0403)

● 入院時食事療養について

当院は、入院時食事療養(Ⅰ)を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。入院時食事療養費に関する特別管理により食事の提供を行っており、療養のための食事は管理栄養士の管理の下に、適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しております。

入院時食事療養費の標準負担額(1食につき)

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食当たり)	
上位所得者(限度額区分A)	現役並み 一般	510円	
一般(限度額区分B)			
低所得者(限度額区分C)	低所得Ⅱ	90日までの入院	240円
		91日目以降の入院 (長期該当者)	190円
該当なし	低所得Ⅰ (高齢者福祉年金受給権者)	110円	

- **明細書発行状況について**

当院では、医療のIT化を進めており、領収書を発行する際に、使用した薬剤や実施した検査の名称等を記載した「詳細な明細書」を併せて発行しています。明細書の発行にあたっては、費用を頂戴することはありません。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より明細書を無料で発行することと致しました。なお、「詳細な明細書」の発行を必要としない方はその旨を窓口にお申し出ください。

- **保険外負担に関する事項**

「保険外負担物品等表」へ掲載しております

- **保険外併用療養費について**

- ・初診時選定療養費 国は、医療機関の機能分化推進のため、他の保険医療機関等からの紹介によらず地域医療支援病院（当院）に直接来院された患者さんからは、初診に係わる費用として7,700円（税込）を徴収することが義務化されました。ただし、緊急その他やむを得ない事情による場合にあっては、その限りではありません。

- ・再診時選定療養費 当院が他の医療機関に対して文書による紹介を行う旨の申し出を行ったにもかかわらず、引き続き当院を受診される場合、通常の医療費の他に3,300円（税込）をご負担いただきます。

- ・長期収載品の処方等又は調剤に関する事項

- **基本診療料/特掲診療料の施設基準に係る届出について**

施設基準等の届出状況へ掲載しております